

第 1 回破産債権者集会及び 破産手続廃止のご報告

(株)ヒューマン・コミュニケーション (旧商号(株)Brillia 東日本)
(株)ヒューマン・マネジメント (旧商号(株)Brillia 西日本)

平成 30 年 3 月 7 日

債権者各位

破産者 (株)ヒューマン・コミュニケーション (旧商号(株)Brillia 東日本)

破産者 (株)ヒューマン・マネジメント (旧商号(株)Brillia 西日本)

上記 2 社

破産管財人 弁護士 富 永 浩 明

Brillia グループ破産管財人室

電話 03-3541-0881

(平日 午前 10 時～12 時 午後 1 時～午後 5 時)

FAX 03-3541-0881

(株)ヒューマン・コミュニケーション (旧商号(株)Brillia 東日本) 及び(株)ヒューマン・
マネジメント (旧商号(株)Brillia 西日本) の破産管財人として、ホームページにて、
ご報告申し上げます。

1 第 1 回破産債権者集会及び破産手続廃止のご報告

平成 30 年 3 月 7 日午前 10 時から、東京地方裁判所において、(株)ヒューマン・コ
ミュニケーション (旧商号(株)Brillia 東日本) 及び(株)ヒューマン・マネジメント (旧
商号(株)Brillia 西日本) (以下 2 社を合わせて「ヒューマン 2 社」といいます。) の
第 1 回破産債権者集会が開催されました。

ヒューマン 2 社につきましては、いずれも、換価可能な資産がなく、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認められることから、第 1 回債権者集会（平成 30 年 3 月 7 日）をもって、破産手続が廃止（終了）（破産法 217 条 1 項）となりました。

ヒューマン 2 社の「破産手続廃止決定証明書」は、「破産手続廃止決定証明書」(PDF) の通りです。

また、ヒューマン 2 社の第 1 回破産債権者集会における配布資料は、「第 1 回債権者集会配布資料」(PDF) のとおりです。

以上、ご報告申し上げます。何卒宜しく御願い申し上げます。